

justax

No.76

NOV'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

保証債務の履行の一部に所得税法第64条2項の適用を認容

所得税法第64条2項は、保証債務を履行するため資産を譲渡した場合に、その履行に伴う求償権の行使ができないこととなったとき、その行使できないこととなった金額に対応する譲渡所得の金額はなかったものとみなす旨を規定しています。今回は、譲渡代金から5件の債務を返済して、5件全てにこの規定の適用を主張した納税者に対して、課税庁は1件の一部のみに適用を認め、国税不服審判所は2件について適用を認めた裁決事例をご紹介します（平成10年7月9日裁決）。

■甲社の代表取締役である請求人は、甲社のそれぞれの支払先に対する債務を、自己所有不動産の譲渡代金から弁済しました。次表はその内訳です。

甲社内容	支払先	支払金額	課税庁主張・特例適用額		審判所判断・特例適用額	
1 仮受金等	A 社	119,305,186	保証の事実無し	0	同 左	0
2 借入金	A 社	69,332,493	直接の保証無し	0	同 左	0
3 借入金	A 社	49,160,000	直接の保証無し	0	同 左	0
4 借入金	B 社	10,000,000	請求人自身の債務	0	物上保証	10,000,000
5 借入金	C 信金	10,000,000	Wの共同保証分除く	5,000,000	Wは債務超過状態	10,000,000

◎請求人は、譲渡前や申告前後に課税庁の職員に何回か相談をしましたが、特例が適用できるかどうか判断できないので、とりあえず譲渡所得の申告をし、後日更正の請求をするようにとの指導を受けて、特例の適用をせずに申告し、その後全件について特例を適用する更正の請求をしました。

◎請求人の主張は、次のとおりです。

①5件いずれも甲社のそれぞれの支払先に対する債務で、すべてについて債務保証をしている、②2と3は、甲社に借入れ能力がないため、請求人が保証人となってA社が金融機関から借入れをし、甲社がA社から迂回融資を受けたものである、③4は、甲社が自社振出しの小切手を担保としてB社から借入れした際に、請求人が所有する土地に、債権者をB社、債務者を請求人とする抵当権を設定したものである、④5は、甲社の株主Wと共同で保証人となって甲社がC信用金庫から借入れたものである、⑥譲渡前の相談で、甲社を解散すれば適用が認められると理解し、その後の確定申告及び更正の請求も課税庁職員の指導の下に行ったもので、更正の請求が認められないことは、職員の指導に問題があったからである等から、個々の債務の全体を通じてみれば、甲社の債務を請求人が保証し、その保証債務を弁済するために土地を譲渡したものであり、

実質的に特例が適用される。

◎課税庁は、①1は請求人が保証人となっていない、②2と3は、A社が金融機関から借入れた際は保証人となっているが、甲社がA社から迂回融資を受ける際には保証人となっていない、③4は、請求人を債務者として抵当権を設定しているので、請求人自身の債務であり、保証債務ではない、④5のうち500万円は共同保証人のWに求償権を行使できるから特例の適用はないとして所得金額500万円のみ減額更正処分をしました。

◎審判所は、1から3については、課税庁の主張を認め、4については、①請求人が自己所有の土地建物に抵当権を設定して物上保証をしている、②譲渡前に保証債務の履行義務が具体的に確定しており、その履行をしなければならぬ状態にあった、③保証債務を履行するために必要な資金の捻出を目的として譲渡をした、④譲渡代金で保証債務を履行して債務を消滅させたことから適用要件を満たすとし、5については、共同保証人Wは債務超過の状態が著しく求償権の行使は不可能であり、1,000万円全額に特例の適用ができると判断して、更正処分の一部を取り消しました。なお、課税庁職員の指導に関しての請求人の主張は退けられました。

(資料提供 税法データベース編集室)